

【志布志市プレミアム商品券発行事業】取扱要領

志布志市商工会

1. 目的

原油価格・物価高騰により大きな影響を受けた地域経済の回復と市内での消費喚起を図ることを目的としたプレミアム商品券〔プレミアム率 20%〕の発行を行う。

2. 実施主体

志布志市商工会

3 販売場所及び販売期間

販売場所【志布志市文化館】

令和5年8月17日（木）販売開始 売切れ次第販売終了

・8/17（木）～8/20（日） 午前10時～午後8時まで

※8/21（月）から志布志市商工会本所、松山支所、有明支所にて

平日午前10時から午後3時まで販売を行う。但し、土日祝日の販売は行わない。

4. 商品券使用期限

令和6年1月15日（月）

5. 商品券の使用対象外となるもの

- ①出資、仕入等の事業資金、債務、公共料金（税金、水道、電気、電話料金等）
- ②金、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券・図書カード、プリペイドカード、クオカード、旅行券、切手、印紙、たばこ、宝くじ等の換金性の高いものの購入
- ③現金との換金や金融機関への預け入れ、出資、有価証券等の金融商品や債務に係るもの
- ④処方箋等の保険適用内のもの
- ⑤その他本商品券の発行趣旨にそぐわないもの

6. 取扱店

志布志市商工会の会員及び志布志市内に店舗を有する商工業者で登録申請してある取扱店。

インターネット特設サイトからの登録またはプレミアム商品券取扱店登録申請書の提出が必要。登録申請については随時行っております。

[商工会員・非会員も問わず加盟店になれます。]

7. 発行額・販売内容

販売金額 3 億円に対し発行総額 3 億 6,000 万円（20%の割増）

（10,000 円で 12,000 円分の商品券）額面 1,000 円です。

- ※ 1冊10,000円で「志布志市プレミアム商品券」
1,000円券12枚綴り【一般商店専用7枚+大型店・一般商店共通5枚】計12枚
- ※ ここに記載している大型店とは、大規模小売店舗立地法にて判断し、対象店舗は「サンキュー西志布志店」「ニシムタ志布志店」「コスモス大隅有明店」「コスモス志布志中央店」「ホームプラザナフコ志布志店」「ケーズデンキ志布志店」とする。
- ※ 大型店では、大型店・一般商店共通のみが利用可能。
- ※ 大型店以外の小規模店は、両方とも利用可能です。

8. 販売限度額及び販売対象者

1人当たり30,000円(3冊)までとする。

令和5年7月20日時点で志布志市に住民登録がある方のみ購入できます。

9. 換金方法及び換金期限

志布志市商工会本所及び支所に、使用済み商品券(裏面に店印を押印)と商品券換金請求書を提出下さい。

商品券の換金請求期限は令和6年1月31日(水)まで。

換金は、振込みで行います。振込みは、原則として換金請求書提出日の翌日から金融機関の5営業日以内に行います。

換金請求受付は8月21日(月)から行います。

(受付時間 志布志本所：9時～16時、松山支所および有明支所：10時～15時)

※ 換金手数料 … なし ※振込手数料は、商工会にて負担します。

10. その他確認事項(重要) 特に●印のところは十分注意をお願いします。

- ① 買い物時において、釣銭はできません。
- ② 商品券の受取りを拒んではいけません。
- ③ 商品券の交換・譲渡・売買は禁止です。
- ④ 使用されていない商品券は、換金はしてはいけません。
- ⑤ 自店でお客様が使用された商品券を他店で使用することはできません。
- ⑥ 取扱店の経営者、家族、従業員が購入し、自店で換金することはできません。
- ⑦ 不正な換金があった場合は、換金の返還を求めます。経営者等が購入して、自店で換金した場合も同様です。(商品券のバーコードで照合を行います。)
- ⑧ 「志布志市プレミアム商品券」取扱店は、お客様に分かる場所に、必ず「取扱店ポスター」を掲示してください。
 - ※ 申請された取扱加盟店には、後日、取扱店ポスター、換金請求書、換金方法などの関係書類を配布いたします。(7月下旬予定)
 - ※ この取扱要領で「志布志市プレミアム商品券発行事業」を実施いたしますが、都合により一部変更になる場合には、その都度、ご連絡いたします。

◎ご不明な点やお聞きになりたいことは、商工会本所まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 志布志市商工会 本所(☎ 472-1108)